

# 認定こども園太閤山あおい園 重要事項説明書

## 1 施設の目的及び運営の方針

### ○ 施設の概要

名 称：認定こども園太閤山あおい園

所在地：射水市太閤山8丁目4番地2



### ○ 関連施設

あおい幼稚園・第三あおい幼稚園

鷹寺福祉会小杉東部保育園・戸破児童館

### ○ 目 的

認定こども園太閤山あおい園（以下、「本園」といいます。）は、認定こども園として義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育、並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

### ○ 運営方針

- ・ 幼保連携型の認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を遵守し満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもを良好な環境のもと、教育・保育するよう努めます。
- ・ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うよう努めます。
- ・ 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 2 提供する教育・保育の内容

### ○ 教育理念

「生かせいのち」  
一人ひとりを共に生かします  
すべては 人に対する 思いやり いたわりの心から生まれます  
私たちは一人ひとりの命を慈しみ 命から学び 共に生きていきます

### ○ 教育目標

命の尊さを知り、慈しみの心、いたわりと思いやりの心を持った子に育ててほしい。  
これが私たちの教育の原点です。

- ・いのちを大切にする子 思いやり いたわりの心を持って
- ・元気な子 心身ともに丈夫で強く
- ・自分で考えがんばる子 あきらめない

### ○ 教育・保育の内容

- ・ 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。
- ・ 満3歳以上の園児については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、**年齢別クラス編成**で活動を行います。

### ◎ 保育内容（3号認定 0～2歳児）

入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善に利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

## ◎ 教育内容（1号・2号認定 満3歳～小学校就学前）

### 適時期教育

幼児期は、様々な神経回路が形成される大事な時期です。適切な時期に、能力に応じた様々な課題に取り組み、達成感を感じることで、あきらめない心や、課題へ取り組む意欲につながります。当園では、適時期教育を実践するため、下記のような幼児教育を行っています。

#### • 異年齢児交流、関連施設の園児との交流

満3歳以上のクラス編成は年齢別ですが、異年齢児の交流を、意識的に行っています。

年少児のお世話や手助け、一緒に楽しく遊ぶ方法など、年長児は思いやりの心を育て、年少児は感謝の気持ち「ありがとう」の言葉を大切にする気持ちが育まれます。また、関連園の園児とも交流することで、さまざまな刺激を受けられるように心がけています。

#### • 体育教室・スイミング

年中、年長児は体育講師による体育教室を行い、年長児は月1回スイミングスクールへも行き、体力作りはもちろん、体を動かす楽しさを知る場を設けています。

#### • 園外保育

子どもと共に季節の変わり目を感じながら、自然に触れることを大切にしています。

春には、遠足、秋にはぶどう狩りにも出かけます。園外へ出かけるだけでなく、砂遊び、プール遊び、どろんこ遊びなど、子ども達が外での活動を楽しめるように、心掛けています。

#### • 形からわかる漢字（フラッシュカード・漢字表記）

「漢字」と「ひらがな」が表裏になったフラッシュカードを使い、出席をとります。

漢字の形や自分の名前、お友達の名前を目で見えて覚え、認識し、漢字に親しみを持っていきます。

漢字の違いを認識することで、脳の発達をうながし、理解する喜びを重ねることで活動への意欲を高めます。

#### • 茶道

講師の先生に来ていただき、茶道を学ぶことで、挨拶や、礼儀作法だけでなく、相手への思いやりの心を学びます。

#### • 書に学ぶ

年中児は硬筆、年長児は毛筆の書を学びます。字のうまさを競うのではなく、姿勢を正し、人の話に耳を傾けることを学び、想像力・集中力を身に付けていきます。

## ・プリント遊び

鉛筆の持ち方から線引き、形、数字、ひらがな、時計読みなど年齢に応じたプリント学習を行っています。年齢に応じて少しずつ行うことで、理解が深まり、様々なことを学ぶ意欲につながります。

## ・創作活動

季節に合わせて、様々な作品を子どもたちと一緒に作っています。粘土・色紙・落ち葉・松ぼっくりなどなど、様々な材料を使うことで創作意欲を引出し、はさみ・絵具・のりなど、色々な道具の使い方も覚えていきます。

## ・読み聞かせ

絵本や紙芝居を愛情をこめてゆっくり読み、子どもがわくわくしたり、想像したりする時間を持てるようにしています。絵本を読んでいる最中に子どもが「これなあに」「どうして？」などと質問してきたときは即答せず、一緒に考えることによって豊かな心と創造性を育みます。

## ・木下式音感教育

幼児に可能な教育的働きかけのひとつとして、「木下式音感教育法」を保育の中に取り入れています。当園では、音楽に親しむための基礎を、総合的に身につけることだけを目的とせず、目で見、身体全体で表現することで、子ども達の学習意欲、やる気、集中力、想像力を伸ばすことに大きく役立っています。

「木下式音感教育」とは・・・

聴覚は6歳以降は成人同様となり完成してしまいます。音感能力を育むため最も適しているのが、幼児期なのです。子どもが興味や関心を持ちやすい絵柄の「音感かるた」を用いた手法で、子ども達に正しい発声の仕方を教え、調子づれを改善する過程で、「歌唱力・音感能力・音符の読み書き・リズム感」といった音楽能力を育みます。

## ・宗教的情操教育

当園では、「生かせいのち」の教育理念のもと、命の尊さを知り、慈しみの心、いたわりと思いやりの心を持った子に育ててほしいという思いで、保育・教育を行っています。

登園時には仏様へのご挨拶をし、手を合わせ、仏様に見守られているという気持ちを子ども達の心に育みます。人は一人で生きているのではなく、みんなに見守られながら生きている、という感謝の心と命を大切にすることを日々学んでいきます。特定の宗教を教え込むものではありません。

※ 3歳以上児を中心に行います

## ○ 主な年間行事

子ども達はハードルを一つ飛び越えるたび、新しい発見をするたびに、大きく成長します。

「できた!」「がんばれた!」「おもしろい!」をより実感してほしい。という思いで様々な行事を設定しています。

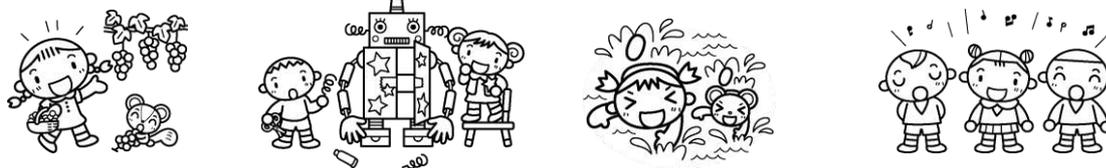


4月	始業式・入園式	10月	運動会・健康診断・いもほり
5月	保育参観・保護者会・花まつり こどもの日の集い・健康診断・園外保育・遠足	11月	作品展
6月	ふれあい参観 青葉まつり 親子歯磨き教室	12月	おもちつき キラキラ発表会（3歳以上児） 個別懇談会・クリスマス会・終業式
7月	幼年消防クラブの集い・七夕まつり・プール開き・ 夏祭り・個別懇談会・終業式	1月	始業式・新年お楽しみ会
8月	夏期保育（幼稚園部） 宿泊保育（年長）	2月	豆まき・東京合同音楽祭（希望者） ねはん会・お茶会 生活発表会（1～2歳児） 保育参観・合唱発表（3歳以上児）
9月	始業式・ぶどう狩り遠足（3歳以上） 園外保育（2歳児）	3月	ひなまつり・お別れ会 卒園式・終業式

### 《毎月の行事》

誕生会・発育測定・体育教室（年中・年長）・スイミング（年長）・茶道教室（年長）

※ 誕生会にはお家の方にも参加して頂いています。



### 3 職員の職種、員数及び職務の内容 (H28.4.1 現在の人数)

園長	副園長	主幹保育教諭	保育教諭	調理員	看護師	事務職員	子育て支援センター職員	用務・保育補助	合計	嘱託
										歯科医 耳鼻科医 眼科医 内科医 薬剤師
1	1	2	35	5	1	2	2	2	51	5

### 4 教育を行う日及び時間等

(1) 本園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(2) 学年を分けて、次の3学期とします。

- ・ 第1学期 4月1日から7月31日まで
- ・ 第2学期 8月1日から12月31日まで
- ・ 第3学期 1月1日から3月31日まで

※ 始業式、終業式の日程は年間行事予定により毎年変わります。

(3) 教育・保育の提供を行う日

○ 当園が教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日です。

※ 国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆期間8月13日から16日、

年末年始12月29日から31日及び1月1日から1月3日は希望者への保育を提供します。

○ 1号認定の休業日

- ・ 土曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 夏季休業 7月21日頃から8月31日まで
- ・ 冬季休業 12月21日頃から1月7日まで
- ・ 学年末休業 3月21日頃から3月31日まで
- ・ 学年始休業 4月1日頃から4月6日まで

※ 休業日は年間計画の中で変更される場合があります

※ 土曜日、長期休業日には、実費で預かり保育が利用できます(6)参照。

(4) 教育・保育時間

<1号認定 教育時間>

月～金 / 午前9時00分～午後2時30分まで

バス通園も含め、午前8時00分から午前9:00分までの間に登園し、

午後3時00分までに降園する。

<2号・3号 保育標準時間認定(11時間)保育時間>

月～金 / 午前7:00分～午後6時00分まで

土 / 午前7:00分～午後6時00分まで

<2号・3号 保育短時間認定(8時間)保育時間>

月～金 / 午前8:31分～午後4時30分まで

土 / 午前8:31分～午後4時30分まで

※ 上記の教育・保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、開所時間内での預かり保育、時間外保育を提供します。

(5) 開所時間

月～金 / 午前7時00分～午後8時00分

土 / 午前7時00分～午後8時00分

(6) 時間外保育・預かり保育に関わる利用者負担

<1号認定>

午前7:00～午前8:00	1回	120円
午後3:01～午後6:00	1時間30分あたり	120円
午後6:01～午後8:00	1時間あたり	120円

<2号・3号認定 標準保育認定>

午後6:01～午後8:00	1時間あたり	120円
---------------	--------	------

<2号・3号認定 短時間保育認定>

午前7:00～午前8:30	1回	120円
午後4:31～午後6:00	1回	120円
午後6:01～午後8:00	1時間あたり	120円

## 5 食事の提供方法について

- (1) 食事の提供方法等  
自園調理
- (2) 食事の提供する日、毎日食事の提供を行います（3歳以上児は主食持参）。  
※ 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
- (3) アレルギー対応状況  
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルあり。
- (4) その他衛生管理等  
集団給食施設届出を高岡厚生センターへ提出しています。  
大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。  
日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 6 保育料等

- (1) 保育料（特定教育・保育に係る利用者負担）  
お住まいの市町村が定める保育料をお支払いいただきます。  
※ 1年間の保育料を12等分したもので、1号認定で夏休みのある8月も徴収されます。  
  
◎ 保育料は、お住まいの市町村によって4月～8月までは前年度の市町村民税所得割額、9月～3月までは、当年度の市町村民税所得割額で算定され決定します。  
9月に決定した保育料は、所得、別の市町村への住所変更が無い限り、次の年の8月まで同じ保育料となります。※未満児から3歳以上児になっても変わります。  
  
◎ 2号、3号認定の場合、産休、育休、結婚など所得に変更がある場合は、速やかに市町村へ届け出る必要があります。所得により、保育料は変更されます。  
  
◎ 手続き途中での住民票の変更、住所変更はお控えください。

## (2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして、以下の**実費**が必要です。

項目	内容	金額
個人的用品	出席ノート・自由画帳・クレヨン・カラーキャップ等	5,000円～10,000円程度 購入者により異なります
制服体操服	スモックまたは制服・体操服(3歳以上) ※平成28年度入園より、3歳以上児は制服着用となりました	2,600円～28,000円程度
音感教材費	音感教育で個人が使用する教材	年少児 約7,128円 年中児 約7,128円 年長児 約7,128円
給食費	1号認定の子どもの給食	年間48,000円を12分割し、 毎月徴収します
バス代	送迎希望者のバス利用実費	年間36,000円を12分割し、 毎月徴収します
遠足代・課外保育参加費用	遠足などの園外活動に必要な実費	行先及び参加人数によって異なります

## (3) 満3歳誕生日前の2歳児の保育料(2号・3号認定以外)

①保育料 月額 25000円

※ 兄弟同時在園の場合 月額 18000円

②給食費(実費として) 月額 4000円

③バス代(利用者のみ) 月額 3000円

※ 満3歳の誕生月の翌月から1号認定の基準額になります

※ 1年分を12等分したもののなので、夏休みのある8月も徴収されます

## (4) 保育料などの徴収方法

保育料・給食費・バス代の徴収は銀行自動振替で毎月行っています。

下記のいずれかの銀行口座での手続きをお願いします。

北陸銀行 富山第一銀行 富山信用金庫 富山銀行 ゆうちょ銀行
--

## 7 利用定員

本園の利用定員は次のとおりです。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	60名		
2号定員	—	—	—	101名		
3号定員	5名	64名		—	—	—

※ 2号・3号認定を受けない2歳児も、満3歳になる年度の4月から通園できます

## 8 利用の開始及び終了に関する事項等

### (1) 入園手続き

#### <1号認定>

- ・9月中旬に新年度の園児募集を告知します。
- ・10月1日～31日の間に入園申込書及び1号認定支給認定申請書を園に提出してください。

《定員を超える入園申込みがあった場合、下記に該当する子どもを優先します》

- ① 在園中の2号認定の子どもが、1号認定へ変更を希望した場合は、優先して編入を認めます。
- ② 兄弟姉妹が在園している場合は、①の次に優先して入園を認めます。

#### <2号認定・3号認定>

市町村が行った利用調整により、当園の利用が決定されます。

### (2) 転園・退園手続き

- 引っ越し、転勤等で転・退園が決まりましたら、すぐに園にお申し出ください。退園届けを提出後、保育料口座振替の取消手続きをとっていただきます。
- 2号認定・3号認定の子どもへの保育提供の終了について  
当園利用の2号認定・3号認定の子どもが、次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了します。

※ 「子ども・子育て支援法施行規則第1条」の自由に該当せず、市町村が利用を取り消したとき

※ 保護者から当園利用の取り消しの申し出があったとき

※ 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき

※ その他、利用継続について重大な支障または困難が生じたとき

### (3) 転入手続き

#### <1号認定>

園に入園申込書及び1号認定支給認定申請書を提出し、申し込んでいただきます。  
定員内であれば、入園可能です。

#### <2号・3号認定>

住民票所在地の利用調整が必要となります。事前にご相談ください。

### (4) 修了について

園児が定められた教育課程を修了したと認められたときは、修了証書を授与します。

## 9 緊急時における対応方法及び非常災害対策

- ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについてマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。
- 火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、園児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と園児の避難方法などの対策を講じています。また、災害を想定した訓練を実施し、職員の防災意識の向上に努めています。
- 緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。  
緊急時の保護者への連絡方法は電話連絡としています。

◎ 別紙の防災・防犯マニュアルに避難場所及び園児の引き渡し方法を記載しています。

## 10 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

苦情受付担当 寺岡 千恵子 / 大野 陽子

- 射水市子育て支援課

TEL	0766-82-1953
FAX	0766-82-8269
メール	<a href="mailto:kosodate@city.imizu.lg.jp">kosodate@city.imizu.lg.jp</a>

- 富山県福祉サービス運営適正化委員会（富山県社会福祉協議会内）

TEL	076-432-3280
メール	<a href="mailto:kujou@toyama-shakyo.or.jp">kujou@toyama-shakyo.or.jp</a>

## **11 保険に関する事項**

- 当園は「スポーツ振興センター災害共済給付」に加入しています。園の活動中に園児に怪我などがあった場合に治療費が支給されます。
- 全私保連保険制度（責任賠償保険）にも加入しています。
- 任意での園児保険の加入もおすすめしております。

## **12 守秘義務・個人情報の取扱いに関する事項**

- 個人情報の取り扱いについては、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。
- ホームページなどの写真掲載において、ご都合の悪い方は園にお申し出ください。